

海外帰国者・外国人等特別措置における外国人等の志願者へのルビ振りの配慮について

高校教育課

1 目的

外国人等の受検に際し、日本語の習得度合の違いによる困難さを緩和するために、海外帰国者・外国人等特別措置における学力検査問題等の漢字に対して、ふりがなを付す配慮（以下、「ルビ振りの配慮」という。）を行う。

2 対象者

海外帰国者・外国人等特別措置の適用を受けた外国人等の受検者

3 手続き

- (1) 中学校長は、海外帰国者・外国人等特別措置による受検を希望する外国人等の志願者及びその保護者に、ルビ振りの配慮の希望の有無を確認する。
- (2) 中学校長は、可能な限り早い時期に、県教育委員会事務局高校教育課（028-623-3382）に事前連絡を行う。（期限：12月中旬）
- (3) 高校教育課は、課内で協議の上、ルビ振りの配慮を行う場合には、志願先高等学校長に連絡する。
- (4) 高校教育課は、中学校長にルビ振りの配慮に係る情報を提供する。
- (5) 志願者・保護者は、「海外帰国者・外国人等特別措置におけるルビ振りの配慮に係る申請書」（様式1）を作成し、中学校長に提出する。
- (6) 中学校長は、「海外帰国者・外国人等特別措置におけるルビ振りの配慮に係る申請書」（様式1）を「海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書」（様式海－1）とともに志願先高等学校長へ提出する。

4 留意事項

- ・ ルビ振りの配慮においては、拡大した学力検査問題を使用する。
- ・ ルビ振りの配慮については、中学校における配慮の内容を踏まえ、志願者・保護者と中学校が事前に十分な確認を行う。
- ・ 配慮事項の決定までに十分な時間を確保するため、中学校長は余裕をもって高校教育課に連絡する。
- ・ 「2 配慮を希望する特別措置の区分」について、「ア A海外特別選抜」と「イ 特別措置による一般選抜」の両方の受検を検討している場合は、両方に○を付ける。